

公益通報に関する規程

規程第 33 号

平成 29 年 5 月 31 日

一部改正 令和 4 年 3 月 24 日規程第 125 号

一部改正 令和 4 年 5 月 23 日規程第 143 号

一部改正 令和 4 年 12 月 21 日規程第 159 号

最終改正 令和 6 年 3 月 26 日規程第 190 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 公益通報処理体制（第 3 条－第 17 条）

第 3 章 公益通報者の保護等（第 18 条－第 23 条）

第 4 章 雑則（第 24 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、外国人技能実習機構（以下「機構」という。）における公益通報に関し、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）及び外国人技能実習機構業務方法書第 27 条に基づき、公益通報処理体制、公益通報を行った者（以下「公益通報者」という。）の保護その他必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- （1）役職員等 役員、職員（契約職員、パート職員及び派遣職員を含む機構に勤務するすべての者をいう。以下同じ。）及び委託先労働者（機構の業務を行う者であって役員及び職員以外の者をいう。次号において同じ。）をいう。
- （2）退職者等 通報の日前 1 年以内に職員、委託先労働者であった者をいう。
- （3）法令違反行為等 次のいずれかの行為をいう。

イ 法第 2 条第 3 項に規定する行為

- ロ 職員就業規程（規程第10号）第4条（契約職員就業規程（規程第41号）第8条第1号、無期雇用契約職員就業規程（規程第139号）第8条第1号及びパートタイム職員就業規程（規程第79号）第11条第1号による準用を含む。）又は役職員倫理規定（規程第14号）第4条第1項に違反する行為
- （4）内部通報 役職員等及び退職者等が、役職員等が法令違反行為等を行い、又はまさに行おうとしている旨を機構に通報することをいう。
- （5）外部通報 役職員等及び退職者等以外の者が、役職員等が法令違反行為等を行い、又はまさに行おうとしている旨を機構に通報することをいう。
- （6）公益通報 内部通報及び外部通報をいう。
- （7）部等 組織規程（規程第2号）第7条の規定により本部に置く監査室及び第8条の規定により本部に置く部をいう。
- （8）地方事務所等 組織規程第28条の規定により置く地方事務所及び第29条の規定により地方事務所に置く支所をいう。

第2章 公益通報処理体制

（公益通報統括責任者）

第3条 公益通報統括責任者（以下「統括責任者」という。）は、総務担当理事とする。

2 統括責任者は、公益通報に関する業務の実施についての責任を負う。

（通報相談窓口）

第4条 監査室に、内部通報及び内部通報に関する相談を受け付けるための窓口（以下「内部通報相談窓口」という。）並びに外部通報及び外部通報に関する相談を受け付けるための窓口（以下「外部通報相談窓口」という。）を設置する。

（公益通報等の方法等）

第5条 内部通報相談窓口及び外部通報相談窓口（以下「通報相談窓口」という。）に対し公益通報及び公益通報に関する相談（以下「公益通報等」という。）を行うときは、電子メール又は郵送により行うものとする。

2 公益通報を行うに当たっては、原則として次の各号に掲げる事項を明らかにするとともに、客観的な事実とこれに基づく推測とを区別して行うものとする。

- (1) 公益通報者の氏名及び連絡先
 - (2) 通報しようとする事実の概要並びに当該事実を知った日及び経緯
 - (3) 通報しようとする事実の区分（第2条第3号イ又はロに掲げる区分をいう。）
 - (4) 通報しようとする事実を裏付ける証拠の有無及び証拠がある場合にはその内容
- 3 役職員等及び退職者等は、通報しようとする事実に係る行為が法令違反行為等に該当するか否かについて疑義がある場合には、あらかじめ、通報相談窓口相談するものとする。
- 4 通報相談窓口の職員（以下「窓口職員」という。）は、公益通報があったときは、第2項各号に掲げる事項を確認の上、受け付けなければならない。ただし、当該公益通報が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 内容が法令違反行為等に該当しないことが明らかな通報である場合
 - (2) 内容が著しく不分明な通報である場合
 - (3) 内容が虚偽であることが明らかな通報である場合
 - (4) 既に公益通報に係る事実関係の調査を実施し、又は当該調査の結果に基づき是正措置等（第12条第1項に規定する是正措置等をいう。）を講じていることにより調査を実施する必要があると認められる通報である場合
- 5 窓口職員は、公益通報者を特定することができない場合及び第4項ただし書きに該当する場合を除き、公益通報を受け付けた旨を速やかに公益通報者に通知しなければならない。
- 6 窓口職員は、通報相談窓口に対する苦情、指摘、要望その他の公益通報に当たらない行為があったときは、必要に応じ、当該行為をした者に対し、当該行為が公益通報に当たらないことを説明し、又は関係する部等及び地方事務所等への情報提供又は取り次ぎその他の措置を講ずるものとする。
- 7 窓口職員以外の職員は、公益通報等を受けたときは、速やかに窓口職員に連絡し、又は公益通報者等（公益通報等を行った者をいう。以下同じ。）に対して、あらためて通報相談窓口で公益通報等を行うよう助言する等適切に対応するよう努めなければならない。

（通報処理体制等の周知・教育）

第6条 統括責任者は、統括責任者、通報相談窓口、公益通報等の方法その他公益通報等に関し必要な事項を周知しなければならない。

- 2 統括責任者は、役職員に対し、公益通報等に関する教育を行わなければ

ならない。

（公益通報の報告）

第7条 通報相談窓口は、第5条第4項の規定により公益通報を受け付けたときは、直ちに統括責任者（第15条第2項の場合にあっては、理事長）及び監事にその内容を報告するものとする。

（公益通報に係る調査の要否の検討）

第8条 統括責任者は、前条の規定により公益通報の報告を受けたときは、当該公益通報に係る事実関係について調査を実施するか否かの検討を行うものとする。

- 2 統括責任者は、前項の検討又は次条の規定による事実関係の調査に際して、必要と認める場合は、公益通報者に対し法令違反行為等を裏付ける証拠の提供等を要請することができる。
- 3 統括責任者は、第1項の検討の結果を、理事長に報告するとともに、公益通報者を特定することができない場合を除き、公益通報を受け付けた日から起算して20日以内に、公益通報者に通知するものとする。
- 4 前項の規定により公益通報者に対して検討の結果を通知する場合において、調査を実施しないこととしたときは、その理由を付すものとする。

（事実関係の調査の実施）

第9条 統括責任者は、前条第1項の検討の結果、必要と認める場合は、調査の対象となる役職員等（以下「調査対象者」という。）に対して関係資料の提出、事実の証明、事実関係の報告等を求めること、これらの者から意見を聴取することその他の公益通報に係る事実関係の調査を行うことができる。

- 2 前項の事実関係の調査を行う場合は、統括責任者が書面により指名する職員に調査を行わせるものとする。
- 3 統括責任者は、第1項の調査に際して、必要と認める場合は、調査委員会を設置することができる。
- 4 前項の調査委員会に関し必要な事項は別に定める。
- 5 統括責任者は、公益通報に係る事実関係の調査の実施について、他の規程、要領等に別段の定めがあるときは、必要に応じ、当該他の規程、要領等の規定に基づき事案の処理を行うこととされている者と連携して実施するものとする。

(協力義務)

第10条 役職員等は、公益通報に係る事実関係の調査に際して協力を求められたときは、当該調査に協力しなければならない。

(調査結果の報告及び通知)

第11条 統括責任者は、公益通報に係る事実関係の調査を終えたときは、当該調査の結果を理事長に報告するとともに、公益通報者を特定することができない場合を除き、公益通報者に通知するものとする。

2 前項の規定により公益通報者に対して調査の結果を通知する場合において、次条第1項に規定する是正措置等を講じる必要がないときは、その旨及びその理由を付すものとする。

(是正措置等)

第12条 理事長は、公益通報に係る事実関係の調査の結果、法令違反行為等が行われ、又はまさに行われようとしていることを確認したときは、速やかに是正措置及び再発防止のために必要な対策（以下「是正措置等」という。）を講じ、又は部等及び地方事務所等の長に対し是正措置等を講じるよう命じなければならない。

2 部等及び地方事務所等の長は、前項の規定による是正措置等を講じたときは、遅滞なく是正措置等の内容及び是正結果を理事長に報告するものとする。

3 統括責任者は、理事長が、第1項の規定による是正措置等を講じたとき又は前項の報告を受けたときは、是正措置等の内容及び是正結果を公益通報者に通知するとともに、必要に応じ、調査の結果並びに是正措置等の内容及び是正結果を関係行政機関に報告するものとする。

4 理事長は、第2項の規定により報告を受けた是正措置等が適切に機能しているか調査し、必要と認めた場合は、再度、是正措置等を講じるよう命じるものとする。

(関与職員の処分)

第13条 理事長は、公益通報に係る事実関係の調査の結果に基づき、法令違反行為等が行われたことを確認したときは、当該法令違反行為等に関与した職員に対し、職員就業規程（規程第10号）、契約職員就業規程（規程第41号）、無期雇用契約職員就業規程（規程第139号）及びパートタイム職員就業規程（規程第79号）（以下「就業規程」という。）に基づき、懲戒処分又は矯正措置（以下「処分等」という。）を行うことがで

きる。

- 2 理事長は、公益通報者が、確認した法令違反行為等に関与している職員であるときは、当該公益通報者に対する処分等の量定を減免することができる。

（公益通報者への配慮等）

第14条 統括責任者及び窓口職員は、この規程に基づき公益通報者への通知、公益通報に係る事実関係の調査又は関係行政機関への報告を行うときは、公益通報者が特定されないようにするとともに、公益通報者、公益通報に係る被通報者（法令違反行為等を行い、又はまさに行おうとしているとして通報された者をいう。）及び当該調査に協力した者の秘密、信用、名誉、プライバシー等を侵害することのないように、十分配慮しなければならない。

（法令違反行為等関係者の除外）

第15条 この規程により公益通報の処理に携わる職員が、公益通報の対象となり、又は対象となることが見込まれる場合は、当該職員は、当該処理に携わり、又は調査委員会の構成員となることができない。

- 2 統括責任者が、公益通報の対象となり、又は対象となることが見込まれる場合は、この規程に定める統括責任者の職務は、理事長が指名する者が、統括責任者に代わって行うものとする。
- 3 理事長が、公益通報の対象となり、又は対象となることが見込まれる場合は、この規程に定める理事長の職務は、あらかじめ理事長が指名する者が、理事長に代わって行うものとする。

（公益通報処理体制の点検等）

第16条 統括責任者は、公益通報処理体制について、定期的に評価・点検を行い、必要に応じて当該体制の改善を行うものとする。

（公益通報事案の開示等）

第17条 統括責任者は、通報相談窓口に寄せられた公益通報に関する運用実績の概要を、適正な業務の遂行及び利害関係者の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、役職員等を開示することができる。

第3章 公益通報者等の保護等

(解雇及び不利益取扱いの禁止)

第18条 役職員等は、公益通報等を行ったことを理由として、公益通報者等について解雇（労働者派遣契約、請負契約その他の契約に基づき機構の業務に従事する者にあつては、当該契約の解除及び当該従事する者の交代の要求）、降格、減給、嫌がらせその他いかなる不利益な取扱いも行つてはならない。

第18条の2 統括責任者は、公益通報者等への不利益な取扱いが行われていないか、定期的に監査室から報告を受けるものとする。

第18条の3 統括責任者は、前条の規定により公益通報者等への不利益な取扱いがあったことを把握したときは、当該不利益な取扱いを行った関係者への事実関係の調査を行った上で、不利益な取扱いを受けた公益通報者等の適切な救済及び回復を図るものとする。

(不正目的の通報の禁止)

第19条 役職員等は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他不正の目的の通報を行つてはならない。

(秘密の保持)

第20条 理事長、統括責任者、部等及び地方事務所等の長、窓口職員、調査対象者その他公益通報等に関わった者は、公益通報等の内容又は事実関係の調査から得られた個人情報等の知り得た秘密を他に漏らし、又は範囲外共有を行つてはならない。

第20条の2 統括責任者は、公益通報等の内容又は事実関係の調査から得られた個人情報等の知り得た秘密を他に漏らした事実又は範囲外共有を行つた事実を把握した場合は、適切な救済及び回復を図るものとする。

(公益通報者を特定する行為の禁止)

第21条 役職員は、第8条第2項の規定により必要と認めた場合を除き、公益通報者を特定しようとする行為をしてはならない。

(禁止行為違反に対する処分)

第22条 理事長は、第18条から前条までの規定に反して公益通報者等に

対する不利益な取扱い、不正の目的の通報又は知り得た秘密の漏洩等を行った職員に対し、就業規程に基づき処分等を行うことができる。

（通報関連文書の管理）

第23条 公益通報の処理に係る記録及び関係資料については、文書管理規程（規程第3号）及び保有個人情報管理規程（規程第27号）その他これに準ずる規程等に基づき、適切な方法で管理しなければならない。

第4章 雑則

（雑則）

第24条 この規程に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成29年5月31日から施行する。

附 則（令和4年3月24日規程第125号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月23日規程第143号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和4年12月21日規程第159号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日規程第190号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和6年4月1日から施行する。